

宮城県土木部優良建設関連業務表彰要領

（目的）

- 第1 この要領は、宮城県土木部が発注した建設関連業務（以下「建設関連業務」という。）のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる業者及び技術者に表彰を行い、広く技術者への啓発を図り、建設関連業務の品質向上及び発展に資することを目的とする。

（表彰の種類）

- 第2 表彰の種類は、「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規定（昭和61年宮城県告示第1243号）」の発注業務の種類に基づき、次に掲げる各部門とする。

（1）優良業務表彰

測量

建設コンサルタント

地質調査

補償コンサルタント

建築設計

（2）優良技術者表彰

前号に掲げる優良業務を担当した管理技術者

（表彰の対象）

- 第3 この要領による表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- （1）表彰しようとする年度の前年度に完了した建設関連業務
- （2）最終契約額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上
- （3）県内に本社・本店を有する
- （4）建設関連業務等成績調書（以下「成績調書」という。）の業務評定及び管理技術者評定の総合評定点が、85点以上
- （5）成績調書の各評価項目の評定点の得点率が、8割以上の業務

（欠格事項）

- 第4 次の各号のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。

- （1）成績調書の評価項目の「事故及び不適切な事項等による減点」の評定がある業務
- （2）成績調書の評価項目の「業務執行に係る過失に伴う減点」の評定がある業務
- （3）受注者が、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）第3条第1項の規定による指名停止を受けた場合であって、その指名停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- （4）受注者が、建設業法又は測量法に基づく営業停止を受けた場合であって、その営業停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- （5）その他、表彰に相応しくない事実が受注者にある場合

（表彰審査委員会）

- 第5 この要領に定める表彰を審査するため、別表のとおり宮城県土木部優良建設関連業務表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 事業管理課長は、様式第1号を基に第3により対象となった業務及び管理技術者を記載した『宮城県土木部優良建設関連業務表彰候補者名簿』（以下「名簿」という。）を調製し、委員会に諮るものとする。

- 3 委員会は、名簿等に基づき審査し、表彰候補者を選定する。

(表彰の決定)

- 第 6 土木部長は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者を決定するものとする。
- 2 土木部長は、前項の決定をしたときは、様式第 2 号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

- 第 7 表彰は、土木部長が、宮城県土木部優良建設関連業務表彰式において、賞状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による賞状は、様式第 3 号のとおりとする。

(表彰に係る事務分掌)

- 第 8 この要領による事務は、土木部事業管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

- 第 9 土木部長は、被表彰者及び所属する受注者に対し、表彰日までに第 4 第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。
- 2 土木部長は、被表彰者及び所属する受注者について、表彰日までに前項に規定する欠格事項に該当すると認めたときは、表彰の決定を取り消すものとする。

(罰則)

- 第 10 被表彰者及び所属する受注者が第 9 第 1 項の規定による報告を怠った場合は、土木部長は表彰の決定を取り消すとともに、当該受注者を 3 か年の間、表彰の対象としないものとする。

(その他)

- 第 11 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

改正後の第 3 第 1 項第 2 号及び第 5 号並びに第 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和元年 7 月 1 日改正の成績考査を適用した建設関連業務に適用し、改正前の成績考査を適用した建設関連業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

【別表】（第 5 第 1 項 関係）

宮城県土木部優良建設関連業務表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長 土木部副部長（技術担当）

副委員長 事業管理課長

委員 土木総務課長

用地課長

道路課長

河川課長

防災砂防課長

港湾課長

空港臨空地域課長

都市計画課長

都市環境課長

建築宅地課長

住宅課長

営繕課長

設備課長

2 委員長等

(1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(2) 委員長が出席できない場合は、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

(1) 委員会の会議は、委員長が招集する。

(2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。

(3) 委員会は、委員の 2 分の 1 以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 庶務

委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(様式第1号)

建設関連業務成績調書一覧表

※表彰を行う年度の前年度に完了し、成績調書を作成したすべての業務を記入すること。

[illegible]

(文書番号)

(通知日)

(会社名)

(代表者氏名) 殿

(管理技術者氏名) 殿

宮城県土木部長

宮城県土木部優良建設関連業務表彰決定について（通知）

貴社は、宮城県土木部が発注した建設関連業務の実施に当たり、技術の研さんに努め、優秀な成果をおさめられた功績は誠に顕著であり、他の模範であります。

よって、宮城県土木部優良建設関連業務及び優良技術者に決定されましたので通知します。

なお、本通知後、表彰日までに、別途定められた欠格事項に該当することとなった場合は、速やかに報告願います。

欠格事項に該当する場合は、当該表彰が取り消されます。また、欠格事項の報告を怠った場合は、当該表彰が取り消されるとともに、3か年の間、表彰の対象とならなくなりますので御留意願います。

記

1 対象業務

(1) 優良建設関連業務

業務番号：

業務名称：

(2) 優良技術者

(1) の業務の管理技術者

賞 状

【部門名】 (表彰番号)

(会 社 名) 殿

貴社は宮城県土木部が発注した建設関連業務に当たり技術の研さんに努め優秀な成果をおさめられた功績は誠に顕著であり他の模範であります

よって宮城県土木部優良建設関連業務としてこれを賞します

(業務番号)

(業務名称)

(表彰月日)

宮城県土木部長 (部長名)

賞 状

【部門名】 (表彰番号)

(管理技術者氏名) 殿

あなたは宮城県土木部が発注した建設関連業務の管理技術者として技術の研さんに努め優秀な成果をおさめられた功績は誠に顕著であり他の模範であります

よって宮城県土木部建設関連業務優良技術者としてこれを賞します

(業務番号)

(業務名称)

(表彰月日)

宮城県土木部長 (部長名)